

## 議 事 概 要

会議の名称 令和元年度第3回長久手市国民健康保険運営協議会

開催日時 令和2年1月22日(水) 午後1時30分から午後3時10分まで

開催場所 第7・8会議室

出席者氏名

被保険者代表委員	松原 純二
被保険者代表委員	村田 昌克
被保険者代表委員	坂崎 立子
国民健康保険歯科医代表委員	鈴木 啓展
公益代表委員	土方 義信
公益代表委員	近藤 了子
公益代表委員	柳生 聖子
事務局 市長	吉田 一平
福祉部長	川本 晋司
同次長兼保険医療課長	斉場 三枝
同課長補佐	名久井 洋一
国保年金係長	下菌 のぞみ

傍聴者人数 3名

会議の公開・非公開  公開

### 議題

- 1 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 2 令和元年度国民健康保険特別会計補正予算(案)の概要
- 3 令和2年度長久手市国民健康保険保健事業(案)について

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係

電話 0561-56-0618

## 議 事 録

1 あいさつ 会長 土方 義信  
市長 吉田 一平

### 2 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、松原純二委員、鈴木啓展委員を指名。

### 3 議題

(1) 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
事務局説明 別紙1及び参考資料により長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例（税率の改正）について説明。

#### 質疑応答・意見等

会長 何か質問、ご意見はありますか。

委員 参考3の2022年度の欄に記載されている税率が標準保険料率で、この保険税率を目標にしているのですか。また、標準保険料率は変わらないのですか。

事務局 毎年、県が保険給付費、介護納付金、後期高齢者医療支援金に必要な金額を推計して、その金額を按分して各市町村の納付金の金額が決定されます。この納付金を集めるために必要な保険税率が標準保険料率として県から示されます。そのため、標準保険料率は毎年変動していきます。

2020年度の長久手市の納付金12億8,567万円を集めるために必要な保険税率として示された税率を、計画の最終年度である2022年度に設定して、段階的に引上げを行なっていきます。

会長 参考3の2022年度の欄の所得割10.91%、均等割46,700円、平等割30,400円というのは、本来2020年度の保険税率として示された税率ということですね。ただし、2020年度にこの税率にすると急激な増加になってしまうため、不足分を一般会計からの繰入れなどで補いながら段階的に引上げていくということですね。

事務局 そのとおりです。

会長 長久手市は人口、世帯数ともに増加傾向にあると思いますが、参考3では被保険者数が減少傾向になっています。原因はどんなことが考えられますか。

事務局 長久手市全体の人口は現在増加傾向にあり、平成31年4月30日現在5万8,867人であった人口は令和元年12月31日現在5万9,430人で563人の増加となっています。

国保被保険者については、後期高齢者医療制度へ年間300人程度移行していることが大きな要因となり、減少傾向になっています。

会長 国保被保険者数の減少は、一人当たりの保険税負担にどのような影響がありますか。

事務局 被保険者数が減少傾向にあっても、国民健康保険の運営に必要な額は減少しません。保険給付費や介護納付金、後期高齢者医療支援金に必要な金額は年々増加しているため、納付金の一人当たり額も増加しています。そのため、一人当たり保険税額は増加していくと考えられます。

委員 他に質問はありませんか。

諮問事項の別紙1国民健康保険税条例の一部を改正する条例について意見のある方はいらっしゃいますか。

意見がないようですので、この件については、意見なしとさせていただきます、「諮問のとおり」として市長に答申します。

引き続き、議題1長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙2)について、事務局より説明をお願いします。

事務局説明 別紙2により長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例(課税限度額の引上げ、軽減判定所得の基準額の引上げ)について説明。

質疑応答・意見等

会長 何か質問、ご意見はありますか。

会長 別紙2の条例改正については、地方税法施行令の改正に伴うものということで、全国同じものですか。

事務局 別紙2の軽減は地方税法に基づいたもので、全国同じ制度です。所得が低い世帯は定額部分の負担が重くなるため、平等割額と均等割額を軽減するものです。

会長 所得割の軽減はないのですか。

事務局 所得割の軽減では非自発的失業軽減があります。リストラなどで退職した場合は、退職から2年度分の保険税が減免されます。具体的には前年所得を実際の30/100として、保険税を算出します。

委員 他に質問はありませんか。

諮問事項の別紙2国民健康保険税条例の一部を改正する条例について意見のある方はいらっしゃいますか。

意見がないようですので、この件については、意見なしとさせていただきます、「諮問のとおり」として市長に答申します。

## (2) 令和元年度国民健康保険特別会補正予算（案）の概要

事務局説明 資料1により、令和元年度国民健康保険特別会補正予算（案）の概要について説明

質疑応答・意見等

会長 質問はありますか。

会長 基金に積立て、次年度以降への貯金をするということですね。

事務局 歳入の前年度繰越金が予算額を上回り、歳入の不足や歳出の増加にあてた残額を基金に積立てることとしています。今後、納付金額の増加等による保険税の急激な増加を抑えるために、基金を活用していきたいと考えています。

会長 その他、ご意見、ご質問はありませんか。

ご質問がなければ、このことは、報告ということですので、委員のみなさまにはご承知おきくださいますようお願いいたします。

## (3) 令和2年度長久手市国民健康保険保健事業（案）について

事務局説明 資料2により、令和2年度長久手市国民健康保険保健事業（案）説明

質疑応答・意見等

- 会長 質問はありますか。
- 会長 広報ながくて1月号で服薬についての特集ページを掲載したのですが、市民から反響はありましたか。
- 事務局 広報掲載記事についてのお問い合わせは受けていません。
- 委員 糖尿病重症化予防事業で、人工透析のリスクの高い人を腎専門医につなげるとありますが、このような人たちに対しての個別指導はどこがするのですか。
- 事務局 医療機関では服薬治療が中心だと思いますので、医師と相談しながら、介入できる部分があれば、保険者である市が個別指導を行います。
- 副会長 人工透析になってしまうと本当に大変なので、せつかく個別指導をするのであれば腎臓の機能が低下する前の段階で行った方がよいのではないのでしょうか。
- 事務局 今年度までは、腎臓の機能が低下する前の糖尿病初期の人を対象に市で保健指導を行い、血糖の数値の悪化を抑えることを目標に取り組んできました。来年度は、糖尿病の症状が進み腎臓の機能が低下してきている人を対象に、人工透析へ移行しない、又は少しでも遅らせることを目標に取り組みでいきたいと考えています。そのために、まずは適切な治療を受けていただきたいと考えています。
- 副会長 糖尿病は重症化すると視力を失ったり、足を切断したりすることもあり、働き盛りの若い人にとっても生活の質を大きく損なう大変な問題であると思います。市全体で糖尿病について広く啓発活動を行い、国保加入者だけでなく多くの市民が参加できるような取組があると良いと思います。少人数だけ集めるより、誰でも参加できるような事業の方が、市民も参加しやすいのではないのでしょうか。
- 委員 やはり、予防医学は大切だと思います。予防医学の一環として、運動の専門家や看護師などがグループで患者を指導するというをしている医療機関もあると聞いています。専門スタッフが足りないので市で指導するのは難しいのではないのでしょうか。
- 事務局 医療機関との連携ということは行わないのですか。
- 事務局 かかりつけ医で長期間治療していても数値が改善しない場合もありますが、かかりつけ医から専門医へ紹介する基準がないため、患者が専門医を受診したときには腎臓の機能がかなり低下しているケースのあるようです。そのため、専門医も、かかりつけ医と専門医、行政の連携が必要だと考えているようです。
- 具体的には、保険者である市は被保険者のレセプト情報や健診情報を分析し専門医の受診が必要な人を抽出します。専門医はかかりつけ医か

ら紹介を受けて、患者の治療を行います。患者の病状が改善した後は引き続きかかりつけ医で治療を続けます。かかりつけ医の治療の中で必要であれば市で生活習慣の指導などを行います。

そのような三角形の連携を市としてもぜひ行っていきたいと考えています。

会長 市の保健師が指導するのですか。

事務局 個別指導は委託事業になる予定です。指導方法は、専門業者の保健師や管理栄養士による面談での個別指導やスマホやパソコンを使った保健指導など選択肢を広げて行いたいと考えています。

委員 今年度は糖尿病重症化予防事業の対象者が44人とありますが、これは特定健診の結果から数値の悪い人を抽出しているのですか。

事務局 そのとおりです。ただし、対象者は数値が悪い人のうち医療機関を受診していない人です。治療していても数値が悪い人はいます。

会長 受診していない人がそんなにもいるのですね。受診している人は、医療機関で管理してくれているから対象としていないということですね。

委員 自覚症状がないと、自分は大丈夫と思って医療機関を受診しないのかもしれない。

治療や指導というと病人になったように感じてしまうので、みんなでスポーツをするなど、遊びのような要素を取り入れた事業にした方が参加率が上がるような気がします。

会長 スマホやパソコンを利用した保健指導というのはどのようなものですか。

事務局 健康情報のサイトに登録していただきます。そのサイトは保健指導の対象者以外も登録でき、健康に関する情報や長久手市からのお知らせが配信されます。保健指導対象者はそのサイトの中で、テレビ電話やダイレクトメッセージにより指導を受けます。

今後も直接お会いして面談を行うという指導も行っていますが、平日の昼間に来庁ができない人もいますので、一つの選択肢として考えています。

会長 その他、ご意見、ご質問はありませんか。

ご質問がなければ、このことは、報告ということですので、委員のみなさまにはご承知おきくださいますようお願いいたします。

会長 他に質問ご意見はありませんか。その他、事務局何かありますか。

事務局 諮問事項の今後の手続きについて説明します。

委員のみなさまにご審議いただきました諮問事項のうち、別紙1の税率改定についての長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、この3月議会に議案を提出します。

別紙2の地方税法施行令の改正に伴う課税限度額の引上げ、軽減判定所得の基準の引上げにかかる長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については4月1日施行に向け3月末に専決処分にて改正し、5月臨時議会で承認を受ける予定となっています。

また、報告事項とさせていただきました令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（案）、保健事業（案）を含む令和2年度国民健康保険特別会計当初予算（案）についても、3月議会に議案を提出します。

会長 以上をもちまして、令和元年度第3回長久手市国民健康保険運営協議会を終了とします。委員のみなさま、おつかれさまでした。

午後3時10分終了